

留意事項

○事業概要

- ・詳細は「県交付要綱」等を必ず確認してください。

○対象経費については、利用者や職員に感染者が発生した場合において、障害福祉サービスを継続して提供するための、通常のサービス提供では想定されないかかり増し経費が対象となります。

- ・その事案が発生した日から収束した日までに要したかかり増し経費となります。
- ・発生日前及び収束日以降のかかり増し経費は、原則として補助対象となりません。
(発生日前は例外なく補助対象になりません)

○物品の購入に係る経費について

- ・感染防止対策を目的とした、使い捨ての衛生・防護用品であり、かつ通常の備えでは不足したため、感染者等の発生期間中に購入したものが補助対象となります。なお、物品の数量については、不足を補うための適切な範囲が補助対象となります。(収束後の備えを作るためと考えられる過大な購入分は補助対象となりません)
- ・収束以降にも使用できる物品は、補助対象になりません。
※その他、国の Q&A も参照ください。

○実績報告時に提出すべき支払を証する書類 (例示))

- ・レシート、領収書のコピー等
※対象の物品、数量、単価、購入日、支出の相手方、支出済みであることが分かるもの

○基準単価について

- ①令和5年3月11日から令和5年5月7日までに発生した経費
 - ②令和5年5月8日から令和6年2月29日までに発生した経費
- の両方を申請する場合、①と②の合計額を基準単価と比較して少ないほうの額を補助することとなります。(同一提出に限ります)

○申込期限

令和6年3月8日(金曜日)【必着】

- ※予算の上限に達した場合、期限到来前であっても受付を締め切りますので、予めご了承ください。

○提出先

当室までメールにて提出してください

(Kantai@pref.akita.lg.jp)

- ※申請書を提出する前に県感染症特別対策室感染対策チーム
(電話018-860-1432) まで電話をお願いします。